

会 議 録（公開部分）

会 議 名	令和元年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <p>① 事業所送迎バスを活用した移動支援事業に関する事務の開始について（企画調整課）</p> <p>② 市営住宅の管理に関する事務の変更について（営繕課）</p> <p>③ 自転車等駐車場の使用許可に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（市民生活課）</p> <p>④ 人・農地プランの策定に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（農政課）</p> <p>⑤ 障がい者を支援する者の養成に関する事務の変更について（障がい者支援課）</p> <p>⑥ 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度心身障がい者一時入院支援事業に関する事務の開始について（障がい者支援課）</p> <p>⑦ 緊急通報システム事業に関する事務の変更について（高齢者支援課）</p> <p>⑧ 敬老祝金及び敬老祝品の支給事務の変更について（高齢者支援課）</p> <p>⑨ ひとり暮らし高齢者福祉台帳の管理に関する事務の変更について（高齢者支援課）</p> <p>⑩ 妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）</p> <p>⑪ 健康・スポーツポイント事業に関する事務の開始について（保健センター）</p> <p>⑫ 国民健康保険保健事業に関する事務の変更について（国保年金課）</p> <p>⑬ 私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務及び子育てのための施設等利用給付事務の変更について（保育課）</p> <p>⑭ 男性のための電話相談に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（人権・男女共同参画推進課）</p> <p>⑮ 市民提案による公民館との協働事業の実施に関する事務の開始について（生涯学習課）</p>
日 時	令和2年3月27日（金）午後1時30分から午後4時まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、小林 義和、高橋 澄江、玉真 聡志、松本 純子

事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）、池田 文彦（企画調整課長補佐）、野本 勝大（企画調整課調整係主査）、蟠原 芳幸（営繕課課長補佐）、松本 英行（営繕課主任主事）、柿沼 博明（市民生活課交通指導係長）、山中 巖（農政課長補佐）、大塚 和彦（農業委員会事務局長補佐）、田村 直毅（農政課農政係主査）、戸ヶ崎 達也（農政課農政係主任主事）、小林 智彦（障がい者支援課長）、伊原 誠宏（障がい者支援課長補佐兼計画係長）、大月 聡（高齢者支援課長）、中代 英夫（保健センター長）、岡田 勇貴（保健センター長補佐）、鈴木 和則（保育課長）、武田 真弓（保育課長補佐）、鈴木 和子（人権・男女共同参画推進課長補佐兼啓発係長）、峯崎 光春（生涯学習課長補佐）、岡安 智彦（生涯学習課中央公民館長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、大久保 貞則（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主査）</p>
傍聴者	無し
議 事	
<p>令和元年度第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>① 事業所送迎バスを活用した移動支援事業に関する事務の開始について（企画調整課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>須賀会長 何か意見等あるか。なければ事務局案のとおり承認してよろしいか。</p> <p>（異議無し）</p> <p>② 市営住宅の管理に関する事務の変更について（営繕課）</p> <p>担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>玉真委員 「要配慮個人情報」について、犯罪被害者の入居時に犯罪関係の情報を収集する目的は何か。</p> <p>蟠原課長補佐 今回の改正は、単身入居の可能となる方についての対象を拡大するものになります。その中で障がい者、高齢者、犯罪被害者の方については、住んでいる場所で住みづらくなった、又は収入状況が苦しくなったときに、市営住宅で生活するという確認を取るものになります。</p> <p>玉真委員 犯罪被害者であることと収入状況は、関係がない気がするが。</p> <p>蟠原課長補佐 犯罪に遭うことで、住むことができなくなってしまう、又は職場にい</p>	

づらくなったようなケースを想定したものです。

松本委員 入居時の保証人規定が削除されるが、ほかに担保するものが何かあるのか。

蟠原課長補佐 今回の民法改正によって保証人を設ける場合は極度額を設定する必要がありますが、国の示している標準条例では身寄りのない高齢者等が増加していることを受けて保証人規定を削除した改正案が示されています。連絡先については、従前「連帯保証人」とあったものを緊急連絡先として対応予定です。

高橋委員 規定の「犯罪被害者」にはDV被害者は入らないという理解で良いか。

蟠原課長補佐 「犯罪被害者」にはDV被害者は入りませんが、DV被害者についても単身入居できる規定を規則に設けてあります。

小林委員 入居申込者から緊急連絡先情報を収集するということだが、そのことを緊急連絡先には連絡しないということで良いか。

蟠原課長補佐 連絡するのは滞納が生じた場合です。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

③ 自転車等駐車場の使用許可に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (市民生活課)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 清水公園駅や七光台駅にも駐輪場があるようだが、これは今回の委託とは関係ないのか。

柿沼係長 清水公園駅については、民間の業者が運営しております。七光台駅周辺には無料駐輪場が3か所あり、これは市で土地を借用して運営しております。

小林委員 「収集項目」の「学業・職業等」とは学生の定期利用を想定しての項目か。

柿沼係長 そのとおりです。学生の場合、料金が低く設定されています。

小林委員 「収集項目」に「公的扶助」とあるが、該当者には使用料の免除などの制度があるのか。

柿沼係長 生活保護を受けている方、障がいのある方に対して使用料を免除する制度があります。

松本委員 「外部委託等」について、「外部委託」と「指定管理者による管理」それぞれチェックがされているが、これは野田市第1第2以外の川間、梅郷の自転車等駐車場はこれまでどおり指定管理者によるものだからという理解で良いか。

柿沼係長 おっしゃるとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

④ 人・農地プランの策定に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (農政課)

担当者から概要の説明を受けた。

玉真委員 「収集項目」の「資産」の中に農業者の経営状況等の情報を含めるのか。

田村主査 そのように考えております。

玉真委員 経営状況だと、「収入・支出」になるのではないか。

高谷主査 事務局からの提案ですが、経営状況は、当該事務において重要な内容になり、収支以外の情報も含まれるため、「経営状況」という項目で追加した方が良いのではないのでしょうか。

松本委員 収支も関係しているかと思うが、「収入・支出」はチェックを付けず、「経営状況」という項目を作るということか。

玉真委員 経営状況という項目であると、どの程度まで情報を収集するのかということが曖昧であるため、もう少し細かく収集項目を立てた方が良いのではないか。

小林委員 「農業者」とは、どのような想定なのか。

山中課長補佐 現時点では、農政課が認定農業者として把握しているような、既に農業を営んでいる方たちを想定しています。

小林委員 事務を進めていく中で種々必要な項目が出てくるかと思われるので、もう少し精査した方が良いのではないか。

大久保課長 現時点では、「収入・支出」と「資産」にチェックをして、そのほかにもろもろのものを提出していただくことになった場合に、この会議にかけて報告するという対応させていただければと思っております。

玉真委員 外部委託はいつ頃開始する予定なのか。

田村主査 現在国に補助金の要望を出しており、それが認められれば手続を進めていく予定で、可能であれば来年度からやっていきたいと思っております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ現状において修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

⑤ 障がい者を支援する者の養成に関する事務の変更について（障がい者支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 助成の金額はどのくらいか。

小林課長 今回予定しているのは二つの試験であり、それぞれ金額が異なり、受験級によっても異なります。受験料は3,800円程度から7,000円程度ですが、その受けた金額に対して全額を助成いたします。

小林委員 「収集項目」に年齢がないが、試験には年齢制限はないのか。

小林課長 試験に年齢制限はありません。助成も年齢制限を設けないため、年齢情報は収集いたしません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

⑥ 野田市医療的ケアを必要とする在宅重度心身障がい者一時入院支援事業に関する事務の開始について（障がい者支援課）

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 助成の金額はどのくらいか。

小林課長 今回の対象はいわゆる重度の障がい者ということで、重度医療制度を利用する方がほとんどになります。その場合、自己負担として1日300円、通常一泊2日になるので2日分で600円を補助します。また実際に自分の保険証を使っている方に関しては、自己負担分を補助いたします。

玉真委員 「収集項目」の「公的扶助」の中身はどういったものか。

小林課長 具体的には、重度心身障がい者医療費助成、生活保護の関係、子ども医療費助成の情報になります。

玉真委員 傷病手当等の受給状況は、収集の対象になるか。

小林課長 手当は、医療ではなく生活に対する補助の性質を持っているため、当該事業においては手当等の情報は収集いたしません。

小林委員 「対象者」の「申請者」とは要治療者のことと思われるが、収集する情報の中にその保護者の情報が入っているのは問題ないか。

高谷主査 「対象者」に関しては、障がい者本人が申請する場合は「申請者」となり、障がい者の保護者が申請する場合は「申請者」が保護者で、「申請に係る障がい者」が対象の障がい者となるため、この記載の仕方で当てはめられると考えています。

小林課長 対象者は重度の障がい者となりますので、基本的にはその方を看護している保護者が申請者になると考えております。

小林委員 障がい者と保護者の情報が入るため、両者の同意が必要だと思われる。

高谷主査 登録簿の構造上分かりづらいところはあると思います。「対象者」を障がい者本人とし、親子関係、世帯構成を「家族情報」に入れるのはいかがでしょうか。

小林委員 保護者は必ず家族であるか。

高谷主査 必ずしも家族とは限らず、規則上、日常的に介護する者も保護者としてるので、「公的扶助」の横に「介護者の情報」として入れたいと思います。「収集先」は「民間・私人」に「申請者」と入れて、申請者が介護者に本人同意をもらった上で収集するようにします。

高橋委員 「事務の概要」に「災害時には要支援者情報として医療機関又は自治会等に提供する」とあるが、各自治会に提供するということか。

小林課長 対象者については重度の障がい者ということで、要支援者という枠の中に入っている方になります。その方については既に登録があり、自治会等に名簿を配られている方もいらっしゃるという状況ですので、そのことを含めてこのような表現になっています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ⑦ 緊急通報システム事業に関する事務の変更について (高齢者支援課)
- ⑧ 敬老祝金及び敬老祝品の支給事務の変更について (高齢者支援課)
- ⑨ ひとり暮らし高齢者福祉台帳の管理に関する事務の変更について (高齢者支援課)

担当者から一括して概要の説明を受けた。

高橋委員 民生委員に混乱は生じていないか。

大月課長 現状特にそういった混乱はありません。

小林委員 民生委員法が収集根拠条文になることは確認しているか。

大月課長 民生委員の職務の中に具体的に何ができる、という規定はありませんが、関係行政機関の業務に協力すること、市町村長は民生委員に対し援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をする、というような規定があります。

玉真委員 民生委員法に守秘義務的な規定はあるか。

大月課長 あります。

松本委員 「保存期間」が「その他 (対象外となるまで)」とあるのは、以前からか。

大月課長 そちらに変更はありません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

- ⑩ 妊産婦・新生児・乳児全戸訪問指導に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について (保健センター)

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 当該事務は、今まで保健推進員が行ってきたが、それを外部委託するという解釈で良いか。

中代センター長 2年前までは、保健推進員が妊婦等で希望されている方等に訪問し、その後新生児の訪問をしていましたが、個人情報の兼ね合いや、職員についても全戸訪問もしており時期的に重なる状況になりましたので、現在は専門医が訪問を行っております。

小林委員 「事務の概要」中の出生連絡票、妊娠届はどこに提出されるものか。

中代センター長 妊娠届については保健センターの4階にある子ども支援室で受理します。その際に出生連絡票を渡し、出産後に提出してもらい、自宅等を訪問します。

小林委員 その提出先は、「収集先」の「本人」、「他の官公庁」、「その他 (医療機関)」の中に含まれているという認識で良いか。

高谷主査 出生連絡票の提出がなかった場合の、妊娠届時に把握している電話番号に連絡というのは、実施機関内部の保健センター子ども支援室の別の事務から個人情報を使用しているので、「収集先」の「実施機関内部」に保健センターを入れます。

これは妊娠届出時に全戸訪問指導を実施することを説明した上で収集しているものなので、収集の理由は、本人同意ということとします。

松本委員 外部委託はどのようにするのか。

中代センター長 訪問指導の委託は、保健師、助産師の資格を持っている者に、1件当たりの単価契約ということで契約します。実施内容としては、授乳状況の確認、母乳の指導、ミルクの確認、お子さんの体重測定等について委託する予定です。

今村副市長 会計年度任用職員制度が入るときに、今までは非常勤特別職だったものも個別に委託するというので、事業内容は全く変わらずに、国の制度が変わったことに対応した形になっています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

⑪ 健康・スポーツポイント事業に関する事務の開始について (保健センター)

⑫ 国民健康保険保健事業に関する事務の変更について (国保年金課)

担当者から一括して概要の説明を受けた。

小林委員 「収集項目」について、「参加した事業の内容」とあるが、「事務の目的」との対応を考えるに、自主的な取組を行う事業も記載すべきではないか。

中代センター長 そのように修正いたします。

小林委員 照合のために他の情報を問い合わせるようなことは必要ないか。

中代センター長 申請があった場合、野田市の住民であることの確認以外に特に照合はしません。

玉真委員 健康ポイント申請書の申請者の欄において被保険者記号番号を求められているが、「収集項目」の個人識別符号に該当するのではないか。

高谷主査 資料は、他事業のものを参考として添付しているもので、当該事務において被保険者証記号番号は収集いたしません。

小林委員 家族で申請があった場合、家族それぞれに交付するという理解で良いか。

中代センター長 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

⑬ 私立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業補助金交付事務及び子育てのための施設等利用給付事務の変更について (保育課)

担当者から概要の説明を受けた。

小林委員 「事務の概要」の四番で利用実績、上限額等を確認するということだが、利用実績は、「収集項目」や「収集先」に入っているか。

高谷主査 幼稚園は、「収集先」の「民間・私人」中、「特定子ども・子育て支援提供者」に該当します。

小林委員 「収集項目」に挙げているか。

鈴木課長 利用実績の収集は、支給に当たって、当該月の登所日の人数でもって支給をいたしますので、人数の収集であり個人情報ではございません。

小林委員 利用実績というのは申請者の利用実績ではないということか。

鈴木課長 当該幼稚園の利用人数の実績ということです。

玉真委員 「収集先」として保護者の雇用主が記載されているが、具体的にどのような方法で情報収集するのか。

鈴木課長 就労証明書というものを認定に当たり出してもらい、その証明書の書式によります。内容としては、事業所の名称、所在地、勤務日数の勤務時間、月当たりの支給額等が記入されています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

⑭ 男性のための電話相談に関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（人権・男女共同参画推進課）

担当者から概要の説明を受けた。

高橋委員 電話で申込みがあった時点でカウンセラーが来るのか、それとも曜日を決めるのか。

鈴木課長補佐 固定の曜日、時間帯でカウンセラーが対応します。

玉真委員 カウンセラーと守秘義務契約は結ぶのか。

鈴木課長補佐 カウンセラーは委託するNPO法人に所属している者になり、当該法人と個人情報の関係の契約を結びますので、カウンセラー個人と市が直接契約を結ぶことはありません。

玉真委員 NPO法人と市が、守秘義務の契約を結ぶということで良いか。

鈴木課長補佐 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

⑮ 市民提案による公民館との協働事業の実施に関する事務の開始について（生涯学習課）

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 初年度は事業を幾つ想定しているか。

峯崎課長補佐 今年度は試行ということもあり、元々公民館でも企画した主催の事業がありますので、そちらの中の一つとして実施する関係上、最大2事業の実施を予定しております。

高橋委員 今まで公民館で計画していた事業に追加して提案された事業をやるのか、公民館主体の事業を減らすのかどちらになるか。

峯崎課長補佐 公民館主体の事業を減らすこととなります。

小林委員 応募要項に「市内にある団体、又は市内在住・在勤・在学している個人」とあるが、「収集項目」の「住所」「氏名」「所属団体」で全部網羅されているか。在学・在勤も「所属団体」の項目で把握できるという考えか。

峯崎課長補佐 勤務先又は通学先というものが必要になりますので、「学業・就職等」にチェックを追加させていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ修正案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第5回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上